

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第20条

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第17条第2項中「又は介護休暇（当該職員が配偶者）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者）に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第2号とし、第2号の次に1号を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。